告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和五年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和五年三月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

春口	路
日 部 久 喜 線	線
線	名
に (同 南 限 た 郡 埼	
るだ同玉	供
、 夕 宮	用
中 下 島 宮	開
の。) で、関係図面に表示する部町字中島九一一番一地先ま	始
四面に表示な	の
示る一番が	区
る先先	間
部 ま か	
会	供
令和五年三月二十五日	用
年三	開
月二	始
十五	の
日	期
	日
延長 三三二・八四メートル	備考